

平成18年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成18年6月13日(火曜日)
午前10時09分 開会

の他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部改正の件

第19 議案第47号 公益法人等への美唄市
職員の派遣等に関する条例の一部改
正の件

第20 議案第48号 美唄市非常勤消防団員
にかかる退職報償金の支給に関する
条例の一部改正の件

第21 議案第49号 美唄市消防団員等公務
災害補償条例の一部改正の件

第22 議案第50号 財産購入の件(化学消
防ポンプ自動車Ⅱ型)

第23 議案第51号 美唄市共同浴場条例の
一部改正の件

第24 議案第52号 美唄市役所出張所設置
条例の一部改正の件

第25 議案第53号 美唄市の特定の事務の
南美唄郵便局における取扱いに關す
る規約制定の件

第26 議案第54号 美唄市字の名称及び区
域変更の件

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 報告第7号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第8号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第9号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第10号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第11号 定期監査報告
- 第11 報告第12号 美唄市土地開発公社の
経営状況説明書提出の件
- 第12 報告第13号 株式会社美唄ハイテク
センターの経営状況説明書提出の件
- 第13 報告第14号 株式会社ベル・カント
の経営状況説明書提出の件
- 第14 報告第15号 繰越明許費繰越計算書
の件(美唄市一般会計)
- 第15 承認第5号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市消防団員等公務災害補
償条例の一部を改正する条例)
- 第16 承認第6号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市税条例の一部を改正す
る条例)
- 第17 承認第7号 専決処分の承認を求め
る件(平成18年度美唄市老人保
健会計補正予算(第1号))
- 第18 議案第46号 美唄市議会の議員そ

◎出席議員(20名)

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君

11番 古 関 充 康 君
12番 矢 部 正 義 君
13番 谷 村 孝 一 君
15番 内馬場 克 康 君
16番 本 郷 幸 治 君
18番 紫 藤 政 則 君
19番 荘 司 光 雄 君
20番 林 国 夫 君
21番 中 西 勇 夫 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
助 役 佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長 板 東 知 文 君
市 民 部 長 吉 田 讓 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 安 田 昌 彰 君
商工交流部長 藤 井 雄 一 君
農 政 部 長 酒 卷 進 君
都市整備部長 加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長 三 谷 純 一 君
消 防 長 佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長 市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長 阿 部 稔 君
教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長 天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長 熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君
監査事務局長 嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 谷 津 敬 一 君
次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時09分 開会

●議長長岡正勝君 ただいまより、本日をもって招集されました平成18年第2回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 米田良克議員

11番 古関充康議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月22日までの10日間とし、うち6月14日及び6月15日、6月17日及び6月18日、6月21日を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6月22日までの10日間とし、うち6月14日及び6月15日、

6月17日及び6月18日、6月21日を休会とすることに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 この場合、ご報告いたします。

川本政芳議員は、去る3月16日ご逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみに耐えられません。

川本政芳議員には、本市議会議員として平成11年選挙において初当選の栄に輝かれ市政の進行発展に心魂を傾けられたのであります。

今後のご活躍に待つべきもの大なるものがあるとき、再び相まみえることのできないことは深い悲しみであります。

ここに川本政芳議員のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙 祷)

黙祷を終わります。

ご着席願います。

この際、弔意を表するため、荘司光雄議員より発言を求められておりますので、これを許します。

19番荘司光雄議員。

●19番荘司光雄議員（登壇） 私は、美唄市議会を代表し、去る3月16日に逝去されました故川本政芳議員の急逝を悼み、謹んで追悼の言葉をささげます。

私は今、この壇上に立ち、後を継いでいる息子さんに抱かれたありし日のご遺影を拝し、ご家族を議場にお迎えし、万感胸に迫り、言葉を失う心境であります。

今、あなたの14番議席には、ありし日の容姿と警咳に接することもできず、議員一同惜別の情を禁じ得ないところであります。

追悼の言葉であります。私は、学校は違えど学年同期であります。あなたの歩んできた道、また人となりについて深く知るころではありませんでしたが、あなたとお別れの3月19日の葬儀における、それぞれの立場から4人の弔辞を拝聴させていただきました。

あなたは、美唄市の蔬菜栽培、特にビニールハウス栽培の大切な大功労者であることを知りました。

そこで、近くに住む農協関係者の大先輩に、資料などを見せていただきながらお話なども伺いました。

農協の40年、50年の記念誌や、市制施行30年の歩みなどについて、ビニールハウス栽培の記事がありました。

その中から、市制施行30年の歩みに、あなたのご尊父芳一様が、「美唄市の蔬菜栽培」という表題で寄稿した一文がありました。その中に、川本政芳、あなたのことが書かれております。抜粋して読み上げさせていただきます。

「いや、何と言っても野菜作りにとって大きな転換期を迎えたのは、ビニールハウスでの栽培に踏み切ってからだ。大学に進学したがっていた長男の政芳を諦めさせて、農家の後継ぎを決意させた時のことだ。息子を内地にやって野菜作りを勉強させた。内地から帰ってきた息子と一緒に、早速ビニールハウスを始めた。昭和35年のことである。翌36年、本格的にハウストマトの栽培を開始した。こ

の美唄型ハウスは、現在水稻苗の温床としても広く利用されている。」

また、私がお話を伺った大先輩も、こう述懐されていました。

「大反別の稲作に対し、畑作は小反別をいかしてどう取り組むかは大きな課題だった。この課題に真正面から挑戦したのがハウス栽培であった。この着目は画期的で、コロンブスの卵がここに芽生え、その先見性と努力は実を結び、水稻の育苗施設に進み至ったことを考えると、その功績は大きい。先駆者としての努力は、長く語り継がれるであろう。」

そして、こうもつけ加えていただきました。

「川本君は、勤勉家そのもので、信念も固いものを持っている。」

このように、あなたの努力は、地元の住民や多くの農業を営む人たちの興望になって、昭和 62 年 7 月美唄市農業委員に初当選され、平成 11 年 6 月まで 4 期 12 年間、美唄市の基幹産業、農業の振興に全力を傾注されました。

その間、2 期、3 期目は農業委員会の会長職務代理者、4 期目は同委員会会長の重職を担い、この議会には農業委員会会長職として出席をされ、常に真剣なまなざしで議会議論を注視していた姿は、今なお鮮明に思い出されるのであります。

そして、あなたは地元及び多くの市民の衆望を受けて、平成 11 年 7 月美唄市議会議員に当選され、今度は全市的な視野から、専門分野である農業問題をはじめ、行政全般について卓越した識見を発揮され、本市発展に心魂を傾けられたのであります。

この間、議会では、平成 15 年総務委員会、同 17 年から逝去されるまで、それぞれ副委員

長の職を勤められ、あなたらしい配慮を持って各委員長を補佐されてきました。

しかし、何より特筆すべきことは、あなたは数多くの各種の特別委員会委員長という、極めて困難かつ重要な職を、優れた執権と底深い包容力で、見事にその責務を果たされたことであります。

予算・決算の委員会は各 3 回に及び、特定課題である過疎地域自立市町村計画審査特別委員会、指定管理者の指定手続等に関する条例審査特別委員会、さらに美唄市自立推進等調査特別委員会は、平成 17 年から本年 3 月 1 日までに及んだのであります。

そのような中で、3 月 15 日には、市政執行全般にかかわる、重要な 18 年度予算を審議する予算審査特別委員会の委員長に就任され、あなたのもとで各会計予算について審査される予定でありました。

あなたの責任感からして、公務途上のこの最期は、無念そのものであったろうと思われま

す。あなたの議会活動は、自らの一般質問での問題提起などを含め、ひとときも息を抜けない、緊張の連続でありました。

しかし、あなたは常に、議会運営に当たっては公平無私、私心なき姿勢で、議決機関として議会のなすべき責務を訴えられ、熱心にそして真摯な態度を持って議会運営に臨まれてきた実績は、議員一同全員が等しく感服し、敬意を表しているところであります。

一方、議席をともにする時など、あの自愛にも満ちた優しさ一杯のまなざし、笑顔で談笑してきたあなたが、不帰の客となられたことは、今もって信ずることができず、返す返

すも痛惜のきわみであります。

川本政芳議員、ここに君がありし日の面影を偲び、生前の功績をたたえ、ひたすら泉下の平安とご家族皆様の前途に、限りないご加護を賜りますようお願いいたしまして、お別れの言葉といたします。

●議長長岡正勝君 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩
午前10時26分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程の第3、諸般報告に入ります。
諸般報告については朗読を省略いたします。
諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。
議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 平成18年第2回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

平成17年度各会計決算概要について申し上げます。

各会計のうち、市立美唄病院事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、老人保健会計、下水道会計、土地区画整理事業会計、介護保険会計及び介護サービス事業会計は5月31日をもって、それぞれ出納を閉鎖しました。

その概要は、別紙のとおりであります。

以上、申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第6、報告第7号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第11号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第7号ないし報告第11号の以上5件を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第11、報告第12号美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件を議題といたします。

これより本件について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第12号を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第12、報告第13号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件及び日程の第13、報告第14号株式会社ベル・カントの経営状況説明書提出の件の以上2件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第13号及び報告第14

号の以上2件を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第14、報告第15号繰越明許費繰越計算書の件を議題といたします。

これより報告第15号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第15号を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第15、承認第5号専決処分の承認を求める件ないし日程の第17、承認第7号専決処分の承認を求める件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、承認第5号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第1号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので、報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った、美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等にかかる、損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、補償基礎額及び介護補償の額について必要な改正を行ったものであります。

次は、承認第6号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第2号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので、報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った、美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成18年3月31日にそれぞれ交付され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、土地保有税、国民健康保険税、及び都市計画税について必要な改正を行ったものであります。

改正内容の主なものについて申し上げますと、個人市民税では、均等割及び所得割の非課税基準額を引き下げ、所得税から個人住民税へ税源移譲を行うため、税率を一律6%に改めるとともに、納税者個々について所得税と個人住民税の合計額が、改正により負担増とならないよう調整措置を設け、固定資産税では平成18年度の評価替えに伴い、宅地等に対する固定資産税の特例を延長、特定優良賃貸住宅に係る減額措置について、経過措置を設け廃止、耐震改修した既存住宅に係る減額措置を新設。

市たばこ税では、本年7月1日から税率を引き上げるとともに、小売販売業者等に対し、手持品課税を実施。

国民健康保険税では、満65歳以上の者の公的年金等控除の見直しに伴い、負担増となるものに対し、激変緩和の経過措置を設けたほか、地方税法等引用条項等の改正、規定の整

備をしたもので、付則において施行期日並びに必要な経過措置を設けたものであります。

次は、承認第7号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第3号平成18年度美唄市老人保健会計補正予算第1号について、出納閉鎖時期において、平成17年度収支に不足が生じたことから、平成18年度予算を繰り上げて充用したもので、去る5月31日付で地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので、報告し、その承認を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 これより、承認第5号ないし承認第7号の以上3件について一括質疑を行います。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 ただいま議題となりました、承認第6号専決処分の承認を求める件、美唄市税条例の一部を改正する条例、専決第2号でございますが、この部分につきまして質疑を行いたいと思います。

この専決3本に共通する部分とすれば、この専決処分というのは、いわば地方自治法の規定によります、議会を招集するいとまがない、そういった状況に立ち至って、議会の権限であります議決権を、長がそれにかわって行使をすると、まさに緊急、そして通常余り起こり得ないものだというふうに認識しております。

しかし、ここ数年、この市税条例に関する専決につきましては、定例化してしまっている。

これは、法律が3月末に仕上がって、施行

が翌日4月1日という、こういう国会における法律改正のスケジュールといたしましうか、審議上の問題、これらに起因をしてくるわけでありまして、市長が責めを負う内容ではないというふうに私は思います。

しかし、この専決処分については、過去にもご指摘をしてきましたが、基礎自治体としての役割、そして議会の役割というものを、放棄せざるを得ないそういう状況でありますから、いたずらに地方自治法の解釈を拡大してやるべきではないことは当然でありますし、またこのような、まさにもう定例化してしまったような地方税法の改正、これについては厳しく地方自治体側から国に対して、このような時間のない国会での審査のあり方、審議のあり方については、きちっと物申すべきだところという主張をしてきたわけでございます。

今日まで、具体的にどのようなお取り組みをされてきたのか、あわせまして市長の、今私の方でルール申し上げました、この専決処分についての考え方について、ご答弁をいただければとそういう気持ちでございます。

2つ目の質疑でございますが、今回の専決による美唄の市税条例の改正、これは個人の市民税から法人の市民税、そしてたばこ消費税、都市計画税、固定資産税、特別土地保有税、各税目が多岐にわたっております。内容的にも、ただいまご提案をいただいたものを受け止めて、私どもが理解をし得る内容ではないわけであります。

専決の承認ですから、本会議に提案をされて、そして即決とこういう扱いでございますから、これも一方ではやむを得ないわけでございますが、この多岐にわたる、かなりのポ

リユームの改正内容、市民生活への影響も大だというふうに考えておりますし、これらの内容についてやはりしっかりとあるべき説明責任をきちっと果たす、これは市長のみならず、議員一人ひとりに課せられた責務でもあるというふうに思っております。

今回のこの条例の改正内容については、過日持たれました議会運営委員会におきまして、この内容に関する説明資料が今までではなかった住民の視点と合わせまして、税目ごとの影響等についても一定程度整理をされて示されました。

これは私は前進だというふうに思っております。しっかりとわかりやすい内容で説明をするという姿勢が、私は今の市長におありだから、こういう議会運営委員会の場での説明というふうになったというふうにして、評価をさせていただきました。

一方、これですべてというふうには相ならないと思います。今後、今回特に所得税が税率が落ち、そして市道民税が税率がふえると。

一方で、所得税の徴収時期というのは、市道民税から見れば一年先になるわけでありませう。地方税は、市・道民税につきましては前年所得を課税されるということですから、住民の側からしますと、所得税は落ち込みました、税率が半分になる。しかしその税の徴収につきましては、例えば平成 18 年であれば、すでに毎月々の税徴収、いわば特別徴収が源泉徴収がされるわけでありませう。そしてそれが 12 月の最終給与の支給の段階で年末調整をされる。さらには 2 月 3 月の確定申告で税の調整がされる。それを受けて 19 年度の課税から市民税、道・市民税がかかわるわけであ

りますから、その道・市民税だけ見ますと、税率が上がった、税がふえたという、これはそれぞれ市民の皆さんが受け止められるというふうに思うわけでありませう。

去年の分の国税と、今年の分の市・道民税を足せばプラマイゼロで、いってこいで影響ありませんよという、こういう説明も市として、市長として市民の皆さんにしっかりとしていくと、こういうことが大切だというふうに思ひます。

そんな意味からしますと、これは、国税の問題は国の問題だと、道・市民税は、これは賦課も一緒にやるから市の問題です、これは説明します、こういうことではなくて、流れがわかるように、しっかりと市民の皆さんに周知をする責任があろうかというふうに思ひます。

税目も非常に大きいですし、7 月からはたばこも値上げになる。1 本 1 円、280 円は 300 円になる。300 円は 320 円。こういうふうはこの税額についても、国に入るもの、国に吸い上げられてさらに譲与税で下りるもの。市に直接市たばこ税として入るもの。こう様々、たばこ 1 本につきましてはこういった流れがあるわけでありませう。この際、限られた紙面の中だというふうに思ひますけれども、ひとつ市民周知にぜひ工夫を凝らしていただけないだろうか、その必要があるだろうかということが第 2 点であります。

第 3 点でございますが、よく私どもは税の改正等があれば、特に三位一体改革あわせて税源移譲等で、国の税源が地方に対して移譲をされる、地方の自主財源が高まると、さあ幾らふえるんだらうかと、こういうことで議

論がされるわけですが、一人ひとりの市民の皆さん方の視点で、さて影響がどのようになるんだろうか、この部分の議論というのは、私は十分ではないと思います。

今までも、それらの議論に努めてまいりましたけれども、ぜひ市民の立場で、今回の税改正がどのような影響が出てくるか、どのような負担増が出てくるのか、どういった方々に負担が重くなるのか、この辺の影響等について、きちっとお示しをすべきだと思うんです。

これは先ほど申し上げました、教宣の部分と一致するものがございますが、この際、議会運営委員会の中でこれは全員の議員に配られるように資料として出されましたけれども、こういった参考資料が出されましたけれども、改めて各税目ごとに市民への影響額についてどのように押さえておられるのか、ひとつお示しをいただければと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

市税条例の専決処分についてであります、条例の制定・改変については、地方自治法上議会の権限であると認識しております。

しかしながら、地方税法等の改正時期が3月末公布、施行は4月1日という流れで常態化してきておりまして、議会を招集するいとまがないことから専決処分を行っているのが現状であります。

なお、地方税法等の改正時期に関する国への要望につきましては、昨年の税務主管者会議におきまして問題提起したところでありますが、結果として要望は見送ることとされた

ところでありまして、このことから今後も全国市長会等を通じ、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、市民周知であります、広報メロディ及び確定申告等の機会を利用し、できるだけ工夫しわかりやすくその周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、改正による市民影響額等についてありますが、今回の改正の主なものは、市民税における非課税基準額の引き下げでありまして、その影響額は、平成17年度ベースと比較しますと、平成18年度において新たに均等割で11人、所得割で25人が課税対象となり、総額で7万3,000円の増となります。

また、所得税から個人住民税へ税源移譲を実施するため、総合課税の税率を3段階区分から一律6%に改めるとともに、分離課税を総合課税の市民税6%、道民税4%の税率割合にあわせた税率に改め、平成19年度から摘要いたします。

この改正による影響額は平成18年度予算の積算内容をベースにいたしますと、平成19年度において約1億8,800万円の増となる見込みであります。

なお、このたびの税源移譲の実施においては、改正により納税者個々の所得税と住民税の合計が極力ふえないよう調整されることとなっております。

次に、国民健康保険税では、公的年金控除の見直しにより、税負担が増加する65歳以上の者の激変緩和措置を設けることとしておりまして、これらの改正により65歳以上の公的年金所得者の1人当たりの負担額は、平成17年度に比べ平成18年度は8,050円、19年度

は前年に比べ6,900円、20年度は前年度に比べ8,050円、それぞれ増となる見込みであります。

●議長長岡正勝君 19番 荘司光雄議員。

●19番 荘司光雄議員 私は、この議会の議決事案の市長の専決という形でいろいろ行われてきておりますが、ご案内のとおり、地方分権という名のもとで、地方の自主性とか自立性の拡大という形でもって、地方自治法が本当に急速に次から次へと変わっていくわけですが、やはりここで、例えば地方公共団体の自主性・自立性これを考える時に、執行機関とそれから議会、この責任と権限というものについては、きちっとした緊張感を持つ情勢にあるのではないかと。

そして、特に一番必要なことは、今紫藤議員も質問された市税条例もそうありますが、この住民負担や住民生活にかかわりを持っていくと、こういうものは国会審議の過程の中で、そういう法律案やなんかが、交付は3月31日ですけれど、すでに原案等が提示をされて、方向性が出たり、委員会も全部含めて、それぞれの委員会等が結果を出しているわけですから、後は本会議ルールだけで行くわけですよね。そういうようなものに対して事前の情報、あるいは状況の把握は少なくとも私どもの議員の個々の、議員活動能力よりを組織的・体制的に執行機関の側が把握を事前に行っているはずで。

例えば今回の例で、交付は3月31日ですけれども、31日に国会議決が通ったわけではありませんよ。そうですね。

だから、それぞれに行われて、それぞれには今度は、それぞれ税なら税の担当する委員

会がやっているわけでしょう。

そういうようなことを考える時に、どうやったら説明責任を果たすことが議会に対してもできて、専決する場合でもですよ、それをどうやったら住民に即、その内容をわかりやすく説明できるかということの、そういう考え方にもうすでに立ち入っていないとはいけないし、その議論が執行機関内部の中で議論されなければいけないことではないでしょうか。

例えば、今回の専決の問題も、この第28次地方制度調査会、俗に言われる地制調ですけれど、ここは答申に出しているのが17年度12月9日でしょう、この専決問題に対して。そしてその専決処分の要件の明確化ということがタイトルとしてあるわけですが、実際その条文は、私もここに入手していますけれど、ほとんど変わらないようなものです。専決処分の要件の明確化を一言で文書表現で言いますと、「普通地方公共団体の長は議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める時は、議会の議決すべき事件を処分することができるものとする」と、179条関係ということになります。

このこういう答申、それからそういう内容というのは、答申は昨年12月9日でしょう。そしてこの法律案の原案はもうすでに先にでき上がって、そして国会において上程されて審査されているわけですよ。その状況把握というのは、先ほど申し上げた形で、あなたの方ができるはず。把握できるはず。

でも、公布ということでない限り法律案が、法律実行に入っていないということと言われ

るなら、自らやはり説明責任を果たすとするならば、少なくとも議会の長とどうやったら事前に、専決をするんですからいずれにしろ、事前審査も何もかわりないことですよ、議案として提案されるのではないんだから、どうやったら議会に事前に説明をできる方法があるだろうかと、結論的にはこういう形で行きますから、専決をしなければならぬんだと、そして承認を求めなければいけないんだと。内容は変えることはできないんだと、あるいはしない。だと言うのであれば、そういうようなことに対して、長の側できちっとした内部議論あってしかるべきだし。これが例えば、そういうことでもう国会も終わって済んでしまったけれども、法案として通ってしまったけれども、公布は3月31日なんで、もうこれはどう言っても4月1日に業務執行しなければならぬのだから、どうしても専決しなければいけないのだというのであれば、その時点ではそういう状況の中で議長の方に相談をしたりして、例えば全員協議会とか、あるいは今会派運営行われているわけだから、会派の代表者会議等の中でも実はこういう内容だと、そしてこれをやりたいと、しかしそれはとてもでないけれど代表者が聞いただけではわからない、説明の資料の作り方等については今、先ほど議会運営委員会の経過を申し上げましたが、そういうような形でもって、どうすれば一番少なくともそういう議決権というものに、専決をする場合について、そういう状況の中であるならばということで、議会に事前に説明をしておく、あるいは理解を求めておく。

こういう作業はそちらの側で検討されない

と、私どもの方から、例えば議会のそれなりの機関の中から議会運営委員会なり、それなりの機関の中から議長に申し入れをして、議長の方からあなたの方の長に申し入れをするとそういうような形では、これ本末転倒ではないかという感じがするんです。執行するのはあなた方の問題です。

そういうような努力、説明責任を少しでも果たしたい、住民にも果たす準備もやりたい、わかりやすい資料を作りたい、これは税だけにとどまるものではありませんよ、各法案全てのことですよ、それから、その他の専決に入る場合もです。要件明確化ですから、もう明確な要件であるが限りにおいて行われること間違いのないんだから、専決の。審査はしないんだから、議会は。承認だから。

だから事前審査などというやってはならないことをやるというケースには発展しないんだから。

それなら事前説明の方法について検討をするという、そしてそこでそういうことをやりながら、緊張感を持ちつつ信頼関係を持ち、そしてやるべきことをしていくという、そういうふうを考えるべきではないかと私は思います、その辺の見解について、長の考え方を改めてお聞きしたい。

常態化したり、定例化してきている経過が過去にありましたが、これはそれなりにいろいろなものが、サービスがよくなったり、高度成長、右肩上がりの時には余り問題ないんです。でも今のような状況の時には、決して住民にとって有利だというようなものは出てくることは少ない。地方公共団体そのものに対してのことに対しても圧倒的に有利だなん

ていうようなものは絶対出てこない。でも専決はせざるを得ないという状況のものだとい
うのであるならば、今の私が前段指摘したよ
うな考え方を長自身がお持ちになって、庁内
でそういうことを意思統一して、そしてそれ
に対する資料作りなり、説明資料作りなりを
それぞれが前もって努力するという、こうい
う状況があってしかるべきではないかと思
いますが、この辺に対する考え方をお聞きし
たいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の質疑にお答え
します。

専決処分の考え方でございますけれども、
長の専決処分の規定につきましては、地方自
治法第 179 条に基づくもので、これはあくま
でも例外的規定であるものと認識しておりま
す。

今後地方自治法の一部改正する法律が、平
成 19 年 4 月から施行される予定でございま
して、改正内容の 1 つとして専決処分の要件
の明確が盛り込まれております。

この趣旨等を十分踏まえながら、適正な取
り扱いに努めてまいりたいと考えております
し、また、議会や市民への説明責任、そして
議会との情報共有というのは、これからのま
ちづくりにとりまして最も大切なことであ
りまして、欠くことのできないものと認識して
おります。

今ご提案ありましたことにつきましては、
今後十分配慮してまいりたいと考えておりま
すので、ご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 これをもって一括質疑を
終結いたします。

これより一括討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異
議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第 5 号専決処分の承認を求め
る件**ないし**承認第 7 号専決処分の承認を求め
る件**の以上 3 件は、原案のとおり承認されま
した。

●議長長岡正勝君 次に日程の第 18、議案第
46 号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部改正の件
ないし日程の第 26、議案第 54 号美唄市字の
名称及び区域変更の件の以上 9 件を一括議題
といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程さ
れました各案件について、提案理由をご説明
申し上げます。

はじめに、議案第 46 号美唄市議会の議員そ
の他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員災害補償法の一部が改
正されたこと並びに刑事施設及び受刑者の処
遇等に関する法律が施行されたことに伴い、
通勤災害における通勤の範囲及び用語の整理
等について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 47 号公益法人等への美唄市職
員の派遣等に関する条例の一部改正の件であ

ります。

本件は、会社法が施行されたことに伴い、有限会社法が廃止されたため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 48 号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、これに準じ退職報奨金の支払額について改正を行うものであります。

次は、議案第 49 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行されたことに伴い、用語の整理について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 50 号財産購入の件であります。

本件は、化学消防ポンプ自動車Ⅱ型を議案記載のとおり購入しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 51 号美唄市共同浴場条例の一部改正の件であります。

本件は、北海道知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額が改定されたことに伴い、入浴料金の規定について、今後の統制額の改定に対応するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 52 号美唄市役所出張所設置条例の一部改正の件であります。

本件は、南美唄出張所の廃止に伴う改正並びに関係条例の改正を付則において行うもの

であります。

次は、議案第 53 号美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約制定の件であります。

本件は、美唄市の事務の一部を南美唄郵便局に委託するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき規約を定め、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 54 号美唄市字の名称及び区域変更の件であります。

本件は、光栄南地区の道営経営体育成基盤整備事業の換地処分に伴い、事業区域にある異なる字の区域を同一の字の名称に変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 46 号ないし議案第 54 号の以上 9 件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第 46 号ないし議案第 50 号の以上 5 件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第 46 号ないし議案第 50 号の以上 5 件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第 51 号ないし議案第 53 号の以上 3 件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第 51 号ないし議案第 53 号の以上 3 件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第 54 号について大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第 54 号についての大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 46 号ないし議案第 50 号の以上 5 件は総務委員会に、議案第 51 号ないし議案第 53 号の以上 3 件は民生委員会に、議案第 54 号は経済建設委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 10 分 散会